

裁判員裁判 事例報告 —ソマリア海賊の事件—

会員 藤原 大吾 (57期)

1 はじめに

本件は、ソマリア海賊の事件であり、裁判員裁判事件である。

私は、日本で裁判を受けることになった本件の共犯者4名中の1名について国選弁護人に選任され、坂根真也会員とともに活動した。

本件は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の初適用事件であった。そして、ソマリアは、日本から遠く離れたアフリカにあって、内戦で長く無政府状態が続いていた国である。私が担当した被告人も、日本とは正反対の極めて貧しく過酷な環境に生きていた。

こうした特殊事情の下、一般市民である裁判員に理解、納得してもらえよう苦心した。以下、ご参考になる点があればと公判における弁護方針を中心に報告する。

2 事案の概要

起訴された罪は、運航支配の罪（同法2条1号）の未遂である。

公訴事実は、4名で、共謀の上、アラビア海の公海上において、自動小銃を発射しながら、バハマ国船籍のオイルタンカーに小型ボートで接近して乗り移った上、船長室ドアに向けて自動小銃を発射するなどして乗組員24名を脅迫し、操舵室内に押し入って操縦ハンドルを操作するなどし、運航を支配する海賊行為をしようとした。しかし、救助に駆けつけたアメリカ海軍に制圧されたため、その目的を遂げなかった、というものであった。

被告人らの役割は、乗っ取ったタンカーを乗組員ご

とソマリア沖まで運ぶところまでであった。ソマリアにおいて、お金を持つ者（出資者）が、被告人のように貧しい者を集めて海で海賊をさせていた。そして、出資者は、さらに別の者らに身代金交渉をさせるなどして、身代金を得ていると言われている。

3 通訳の問題

弁護活動の中で苦労した一つが、通訳の点である。

被告人の使用言語は、ソマリ語という言語である。ソマリ語を話せる方を方々探したところ、結局、ソマリ語の通訳を依頼できる人は2名だけであった。

2名とも、ソマリ語から英語の通訳で、さらに別の人に英語から日本語の通訳を依頼する必要があり、接見や公判では二重通訳となった。日本人の場合と比べて、単純計算で3倍の時間がかかるものであり、また二重通訳を経て、質問にかみ合わない答えが返ってきたりした。

そして、被告人は4名いて、その各弁護人がソマリ語の通訳人を取り合う形となるため、弁護人間と、ソマリ語通訳、英語通訳との間の日程調整が必要であった。

4 認否・共犯者との併合分離

当初、被告人4名とも否認をしていた。証人予定者となる被害者・目撃者のタンカー乗組員や制圧等したアメリカ海兵らはすべて外国人で国外から証人出頭を求めることになり、また二重通訳による審理の長期化が見込まれる。このため、裁判所は、被告人4名を併合して公判を行う考えであった。

しかし、私が担当した被告人ともう1名が自白し、

また1名は幫助主張をした。自白した私の被告人の争点は量刑である。否認や幫助主張の他の被告人らと併合審理されることで、関係がない他の被告人の争点に関する立証に付き合わされ、私の被告人の主張・立証については十分理解、判断されない危険がある。このため、幫助、否認の被告人らとの分離を求め、国外の外国人については供述調書を同意し、証人尋問を行わないようにした。

その結果、審理は、先に自白した私の被告人ら2名を併合審理し、その後幫助主張の1名の審理、最後に否認の1名の審理と、3つに分離して別々に行われることになった。

5 公判日程

自白した私の被告人ら2名の公判日程は、下記のとおりであった（Pは検察官、Bは弁護人）。二重通訳となるため、特に証人尋問、被告人質問に時間がかかった。

1日目	冒頭手続・冒頭陳述・P証拠調べ
2日目	P証拠調べ・B証拠調べ
3日目	P証人（商船会社従業員・日本人）尋問
4～8日目	被告人質問（2名・約4日）・B証人（大学教授）尋問（半日）
9日目	論告・弁論・最終陳述
10日目	判決

6 弁護方針

(1) 本件の特殊性

前述のとおり、本件の特殊性は、①ソマリアという日本とは別世界の過酷な環境に生きる被告人を裁くということ、そして②日本で初適用の事案で前例がないということ、といえる。こうした特殊事情の下、一般市民である裁判員にも理解し、納得してもらえるような主張、弁論に苦心した。

(2) ソマリアの国情

ソマリアの国情の点（①）に関して、ソマリアは、20年以上前から内戦により無政府状態が続いていた。私が担当した被告人は、他の多くの者と同様、学校教育は受けておらず、字の読み書きもできなかった。そして、まだ10代の頃から内戦に参加していた。戦闘で負傷した後、家族を養うのに十分な仕事はなく、難民になっても数が多くて食料も行き渡っていない、そのような極めて貧しく過酷な環境に生きていた。

こうした事情について、豊かで平和な日本において様々な選択肢がありうる日本人が犯罪を起こした場合と同様に考えることはできないこと、被告人が海賊に参加したのは自身では変えようのない国内事情によるところが大きいことと位置づけ主張した。

また、ソマリアで海賊が生まれたのは、外国の船から生活や安全を守ろうと対抗したのが契機と言われる。外国の船が、無政府状態であることをいいことに、ソマリア近海で乱獲し漁場を荒らしたり、放射性廃棄物などを不法投棄したりしていた。こうした外国の船に対し、取り締まる自国政府はなく国際社会からも見放されて、自分たちで生活や安全を守るために武装化し、外国の船を追い払ったり捕まえたりした。その解放と引き替えにお金を払わせたりしたのが、ソマリアで海賊が生まれた契機と言われる。そして、ソマリアで海賊がビジネス化し、お金を持つ者（出資者）が安全な陸にいて、貧しい者たちを集めて海で海賊をさせていた。

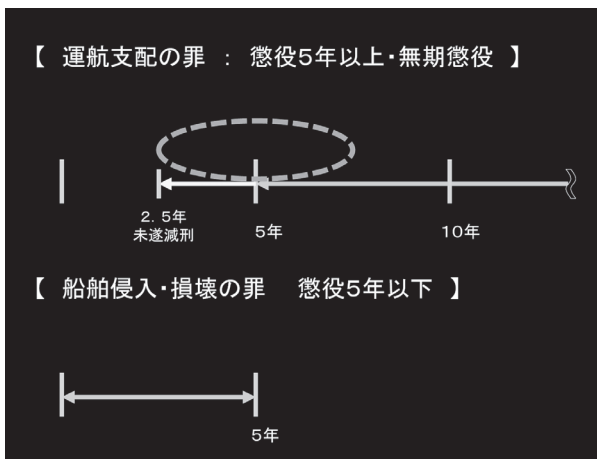
こうした事情について、検察官が主張する海賊処罰の必要性に対する形で、ソマリアの海賊は国際社会にも責任の一端があること、被告人は、海賊全体の中で一番下っ端で一番危険な役割をさせられ、失敗すれば使い捨てにされる立場であったこと、被告人に厳罰を科しても海賊問題の根本的な解決とはならないのであって、海賊処罰の必要性という点からではなく、あくまで被告人自身が本件で行ったこと（行為責任）の点から量刑を考えるべきことと位置づけて主張した。

こうしたソマリアの国情や海賊問題について、立証としては、相被告人の弁護人らと協力して準備し、ソマリアの海賊について現地に潜入取材した日本人ジャ

ーナリストから協力が得られ、実際のソマリアの状況等について映像を法廷で再生した。さらに、現代アフリカ政治としてソマリアを研究対象とし多くの論文も執筆している大学教授からも協力が得られ、証人として、ソマリアの国情や海賊問題について証言をして頂いた。

(3) 前例がないこと

前例がないという点(②)について、適用される運航支配の罪(同法2条1号)が無期、又は懲役5年以上の有期懲役と重い刑が規定(図の上段)されている趣旨を、同じ法律で船舶侵入・損壊の罪(同法2条5号)は懲役5年以下と全く重さが異なること(図の下段)を手がかりに検討した。すなわち、運航支配の罪は、既遂となれば船ごと荷物や船員が自由を奪われ被害が甚大となるから重く処罰されている、本件は未遂であり、船舶侵入・損壊の罪(懲役5年以下)に近い類型(図の上段点線)であると、主張した。



(弁論で実際に示したスライド図の一つ)

(4) ふさわしい刑

そして、一番重く処罰すべきは、一番安全で一番利益を得る被告人らに海賊をさせた者(出資者)であるのに対し、被告人は、一番下っ端で、危険な役割をさせられ、海賊全体の中では一番責任が軽いこと、その上で一般情状(自白し反省、逮捕から既に2年近く拘束されている等)をふまえ、弁護人からは、懲役3年、執行猶予5年がふさわしい刑と求めた。

これに対して、検察官は、海賊行為の危険性・悪質性(自動小銃を多数回発射する、多額の身代金を目的にするなど)、結果の重大性(乗組員の精神的苦痛、タンカーの修繕や稼働できなかった多額の損害)、多額の報酬ほしさという動機の悪質性、海賊処罰の必要性(海運は世界経済・国民生活に重要、海賊は組織化、ビジネス化している)等を主張し、懲役12年を求めた。

7 判決

裁判所は、被告人に懲役10年を言い渡した。

その理由としては、本件は、組織性・計画性の強い典型的なソマリア海賊の事案で、犯罪規模も大きく、身代金目的の犯行で行為態様自体も悪質、運航支配の危険性も高かったとし、未遂の反面、行為の危険性・悪質性等から、本件は有期懲役の法定刑の範囲内(5年以上20年)で中央付近に位置するとした。そして、被告人につき、立場は低いとしても、高額報酬目的で実行部隊に加わり積極的に重要な役割を果たした等とした。

8 振り返って

ソマリア、前例がないという特殊事情については、検察官の論告ともかみ合い、裁判員の評議で十分議論がなされるような主張、弁論ができたのではないかなと思う。

しかし、結果は、重い実刑判決となり、判決が理由として、犯罪規模が大きい、運航支配の危険性も高かった等と挙げていて、本件が未遂である点を十分に評価させることができなかつたと反省と悔いが残った。また、執行猶予判決を求めること自体が軽すぎる刑で、執行猶予判決までは求めないという選択もあったのではと、後から思う。

本件は、その特殊事情がある中で、改めて、裁判員裁判において、裁判員に理解し、納得してもらうために、どう主張し弁論するか、難しさと弁護人の役割・活動の大きさを感じた。